

最高人民法院による独占行為で引き起された民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定 (改正)

(2012年1月30日に最高人民法院裁判委員会第1539回会議で可決、2012年6月1日施行;2020年12月23日に最高人民法院裁判委員会第1823回会議採択の『最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理に関する法律適用の若干の問題に関する解釈(二)』など18件の知的財産権類司法解釈の改正の決定で改正、2021年1月1日施行:法釈[2012]5号、法釈[2020]19号) 最高人民法院 2020年12月29日

独占行為による民事紛争事件を正確に審理し、独占行為を制止し、市場での公正な競争を保護及び促進し、消費者の利益及び社会公共利益を維持するため、「中華人民共和國民法典」「中華人民共和國独占禁止法」と「中華人民共和國民事訴訟法」などの法律の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第1条 本規定にいう独占行為による民事紛争事件(以下、独占民事紛争事件と略称する)とは、独占行為による損害及び契約内容、業界の協会規約などの独占禁止法違反のために紛争が生じた自然人、法人或いは**非法人組織**が、人民法院に提起された民事訴訟事件をいう。

第2条 原告が直接人民法院に民事訴訟を提起し、或いは独占禁止法執行機構が独占行為を構成するため処理決定を認定し法律効果発生後に人民法院に民事訴訟を提起し、そして法律規定のその他の受理条件に適合する場合、人民法院は受理しなければならない。

第3条 独占民事紛争事件の第一審は、**知識産権法院**、省、自治区、直轄市人民政府所在地の市、政令指定都市の中級人民法院及び最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。

最高人民法院の承認を経た場合、基層人民法院は独占民事紛争事件の第一審を管轄することができる。

第4条 独占民事紛争事件の地域管轄は、事件の具体的状況に基づき、民事訴訟法及び関連司法解釈の権利侵害紛争、契約紛争などの管轄規定により確定する。

第5条 民事紛争事件の事件立案時に独占紛争ではなく、被告が原告は独占行為を実施したという理由で抗弁或いは反訴を提出するとともに立証証拠がある、或いは事件は独占禁止法により裁判の必要がある場合で、受訴人民法院に独占民事紛争事件の管轄権がない場合、事件は管轄権のある人民法院に移送しなければならない。

第6条 二人或いは二人以上の原告が同一の独占行為に管轄権のある同一の法院にそれぞれ訴訟を提起した場合、人民法院は合併審理することができる。

二人或いは二人以上の原告が同一の独占行為に管轄権のある異なる法院にそれぞれ訴訟を提起した場合、後に立案した法院は関連法院が先に立案したことを知った後、7日以内に事件を先に立案した法院に移送する裁定を下さなければならない。移送を受けた法院は合併審理することができる。被告は答弁段階で自発的に受訴人民法院に同じ行為のために他の法院での訴訟に関わる関連情報を提供しなければならない。

第7条 被訴独占禁止行為が独占禁止法第13条第1項第1号から第5号に規定する独占契約に属する場合、被告は当該契約に競争を排除、制限する効果を備えていないとの立証責任を負わなければならない

第8条 被訴独占禁止行為が独占禁止法第17条第1項に規定する市場での支配的地位の濫用に属する場合、原告は被告が関連市場内で支配的地位を備えること及び市場での支配的地位を濫用していることに対して立証責任を負わなければならない。

被告はその行為が正当性を備えると抗弁する場合、立証責任を負わなければならない。

第9条 被訴独占行為は公共企業或いはその他法により独占的地位を備える経営者が市場での支配的地位の濫用に属する場合、人民法院は市場構造と競争状況の具体的状況に基づき、被告の関連市場内で備える支配的地位を認定することができる。但し、十分に覆すことができる相反する証拠がある場合は除く。

第10条 原告は被告が対外に発表した情報をその市場での支配地位を備えること立証する証拠とすることができる。被告は対外に発表した情報が関連市場における支配的地位を備えることを立証することができる場合、人民法院はこれに基づき認定を下すことができる。但し、十分に覆すことができる相反する証拠がある場合は除く。

第11条 証拠が国家秘密、営業秘密、個人のプライバシー或いはその他法により秘密保持しなければならない内容に関連する場合、人民法院は職権或いは当事者の申立てにより非公開開廷、複製の制限或いは禁止、代理弁護士のみに対する提示、秘密保持誓約書に署名を命じるなどの保護措置をとることができる。

第12条 当事者は人民法院に相応の専門知識を有する者1名から2名の出廷を申立て、事件の専門的問題について説明することができる。

第13条 当事者は人民法院に事件の専門的な問題についての専門機関或いは専門家による市場調査或いは経済分析の報告を申立てることができる。人民法院の承認を経て、当事者双方は協議し専門機関或いは専門家を確定することができる。協議が成立しない場合、人民法院が指定する。

人民法院は、民事訴訟法及び関連司法解釈に関する鑑定意見の規定を参照し、前項に規定する市場調査或いは経済分析報告について審査判断を行うことができる。

第14条 被告が独占行為を実施し、原告に損害を与えた場合、原告の訴訟申立と究明された事実に基づき、人民法院は法により被告に侵害停止、損害賠償などの民事責任を負わせることができる。

原告の申立に基づき、人民法院は原告が独占行為を調査し、制止するために支払った合理的な支出を損失賠償範囲に算入することができる。

第15条 被訴契約内容、業界協会の規約などが独占禁止法或いはその他の法律、行政法規の強制規定に違反した場合、人民法院は法によりその無効を認定しなければならない。但し、当該強制的規定が当該民事法行為を無効にしない場合を除く。

第16条 独占行為による損害賠償請求権訴訟の時効期間は、原告及び義務者が権益の損害を受けたことを知った或いは知り得べき日より起算する。

原告が独占禁止法執行機関に独占行為を受けたことを告発した場合、訴訟時効はその告発日より中断する。独占禁止法執行機関が立件せず、事件の取消或いは調査終了を決定した場合、訴訟時効期間は原告が立件しないこと、事件の取消或いは調査を終了したことを知った或いは知り得べき日から改めて計算しなければならない。独占禁止法執行機関の調査後、独占行為を構成すると認定された場合、訴訟時効期間は原告が独占禁止法執行機関による独占行為を構成すると認定する処理決定の法律効力が発生した日を知った或いは知り得べき日から改めて計算する。

原告及び義務者が権益の損害を受けたことを知った或いは知り得べき日より3年を超え、起訴時に被訴独占行為が依然として持続しており、被告が訴訟時効の抗弁を提起した場合、損害賠償は原告が人民法院に提訴した日の3年前から計算しなければならない。権利が損害を受けた日から20年を超える場合、人民法院はこれを保護しない。特殊な状況がある場合、人民法院は権利者の申立に基づき延長を決定することができる。